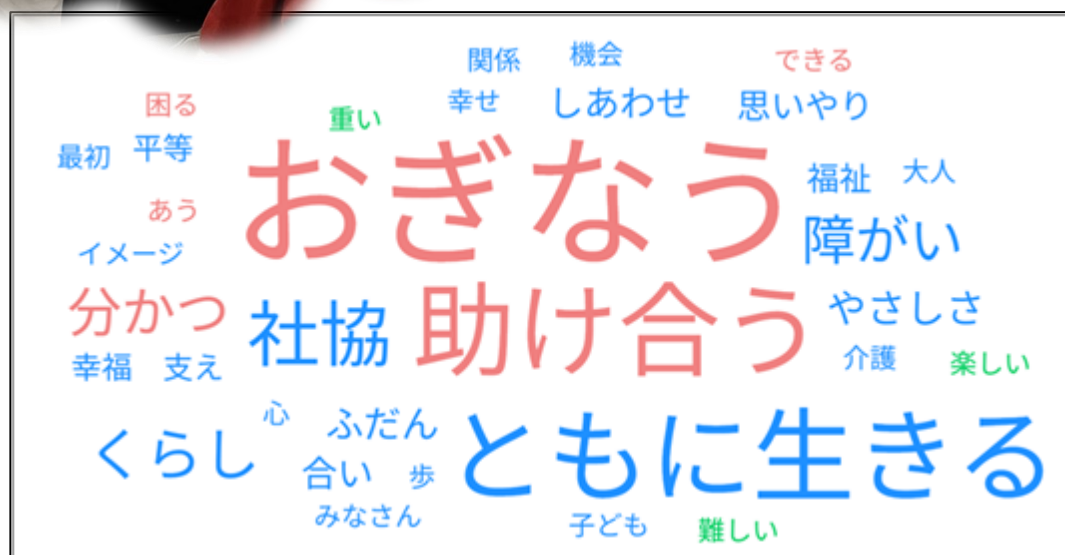


第1章 計画策定にあたって

1. 地域福祉・地域福祉計画・地域福祉活動計画とは
2. 計画策定の背景と目的
3. 計画の策定方法
4. 計画の期間
5. 計画の位置づけ



ユーザーローカル AI テキストマイニングによる分析 (<https://textmining.userlocal.jp/>)

1. 地域福祉・地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

(1) 地域福祉とは

皆さんは、「地域福祉」という言葉を聞いたことがありますか。地域福祉とは地域に暮らすすべての人が、自分らしく、安全で安心した生活を送ることができる社会をつくるために、地域社会の福祉課題の解決に向けて、ボランティア、福祉サービスを担う専門職、そしてサービス利用当事者である住民も含めて、行政と一体になり協力し合う考え方を指します。

なお、社会福祉法第4条では、「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する機会を保障する地域社会の実現」を目指すものと定義されており、福祉サービスを必要とする人が地域の一員として日常生活を営み、社会・経済・文化活動に参加できる機会を確保することが目的とされています。また、2015年9月の国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）でも、すべての人に健康と福祉（well-being）を提供することが目標の一つとして掲げられています。ここでいう「well-being（ウエルビーイング）」とは、個人が身体的・精神的・社会的に満たされた状態、つまり、その人が自分らしく自己表現を目指し続けられる状態を意味します。

◎地域福祉を考える上で大切な「自助」「互助」「共助」「公助」の4つの連携

自助	自分自身や家族による取り組み
互助	地域住民や身近な人同士、ボランティアなどによる支え合い
共助	社会保険や福祉制度による支援
公助	行政や公的機関によるサービス

地域福祉は、これらを課題の内容や状況に応じて組み合わせ、連携・協働しながら進めることが重要です。地域住民や関係機関が協力して、生活上の困りごとや被災時の課題など、多様な生活課題を把握し、解決やその予防に取り組むことが求められています。

さらに地域福祉の大切なポイントは、地域全体で支え合う文化を育むことです。「向こう三軒両隣（＝普段から親しく付き合うご近所）」のような日常的な助け合いの重要性について改めて考え直し、災害時などに互いを支え合える地域をつくることを目標としています。地域社会の福祉課題について、住民一人ひとりが自分ごととして地域での暮らしや人々の安全・安心に関心を寄せ、様々な活動に参加し、ともに考え行動することで、誰一人見逃すことなく、誰もが安心して暮らせる社会を実現していきます。

以上のことから、地域福祉とは、地域に暮らすすべての人の幸せを持続させるために、ボランティア、福祉サービスを担う専門職、そしてサービス利用当事者である住民が互いを尊重しながら支え合い、ともに生活課題を解決していく文化を醸成し、活動を開拓・活性化する取り組みの総称であるといえます。

(2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

「地域福祉計画」は、地域福祉を計画的、総合的に推進するために市町村が策定する計画です。社会福祉法第107条に、次のとおり規定されています。

社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「**市町村地域福祉計画**」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に位置づけられた市町村社会福祉協議会が中心となって策定する民間計画です。全国社会福祉協議会による「地域福祉活動計画策定指針」において地域福祉活動計画は、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を営業者が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」と定義されています。この「相互協力して策定する」という定義は、社会福祉法第107条第1項第四号に規定されている「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」と合致するものです。

市町村が策定する「地域福祉計画」と市町村社会福祉協議会が中心となって策定する「地域福祉活動計画」は相互に連携するとともに、補完し合いながら地域福祉を推進する役割を担っています。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2. 計画策定の背景と目的

(1) 地域福祉を取り巻く社会や私たちの暮らしの変化

我が国では、かつて冠婚葬祭を中心に地域で互いに助け合う習慣が根付いていましたが、少子高齢化やライフスタイルの多様化に加え、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の普及による人間関係のオンライン化が進行しています。こうした変化の中、AI（人工知能）やデジタル技術への依存が対面での直接的なコミュニケーションを代替し、地縁を基盤としたつながりを持つ意義や自治会の役割を感じにくくなる世代が増加しています。その結果、人々や社会にかつてない利便性をもたらすデジタル化と、現実の日常生活における隣近所の関係の希薄化との間で、新たなつながりの形を模索することが急務となっています。

一方、近年、高齢者のみの世帯やひとり暮らし世帯の人、障害者手帳を持つ人、育児と介護を同時に行っている人、ともすれば地域で孤立しがちな子育て世帯や不登校・ひきこもりの子どもを抱えた高齢の親など、社会的な支援を必要とする人が増えています。また、100年に一度と言われる規模の自然災害が各地で起き、全国で毎年のように被害が確認されているものの、発生から10余年を経た東日本大震災についての記憶は、日々その鮮明さを失いつつあります。

こうした状況において、安全で安心な暮らしを確実なものとするためには、行政や社会福祉協議会などからの公的な支援を受けつつも、一人ひとりが地域の主体として互いに助け合う「地域共生社会」を私たち自身で作り上げることが必要です。そのためには、人々の地域への関心を喚起し、その主体性を育むことが大切であり、また、誰もが気軽に地域の活動に参加し、その機会を見出せるようにすることが重要です。そして、さらにそれらを起点に共創された地域社会を、循環可能な仕組みとして次世代へつなぐことが、SDGsの実現に向けた私たちの歩みといえます。

私たちは、東海村に暮らす人はもちろん、東海村に関わりのある人も含めたすべての人が生きがいを持ち安心して日々の生活を送ることのできる社会を、この「第5次東海村地域福祉計画」を通じて実現することを目指しています。

(2) 地域福祉に関する国や県、村の動向

日本の社会構造や、地域に対する考え方、ライフスタイルが変化していくなか、国や県、村では私たちの暮らしを守るとともに福祉制度を持続可能なものとしていくために、さまざまな法律や計画等をつくり、福祉環境の整備を進めています。

福祉に関する主な法律や計画等について、第4次東海村地域福祉計画の策定以降の動きを次に示します。


年	内容
令和3 (2021)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策基本法が改正され、障がい者や高齢者など災害発生時の避難行動要支援者について、個別避難計画の策定が市町村の努力目標とされました。(国)
令和4 (2022)年	<ul style="list-style-type: none"> ● 第二期成年後見制度利用促進基本計画が策定され、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの一層の充実を図ることとされました。(国) ● 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が公布され、地域社会との関係性などに起因した困難を抱える女性への支援実施のための計画策定が、市町村の努力目標とされました。(国) ● 児童福祉法が改正され、子育て世帯への包括的な支援の体制強化や、児童相談所での一時保護開始時の判断について司法審査の導入等が規定されました。(国) ● こども基本法が公布され、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することや子ども・若者育成支援推進大綱、こどもの貧困対策に関する大綱、少子化社会対策大綱を一元化するこども大綱の策定が規定されました。(国) ● 自殺総合対策大綱が閣議決定され、子ども・若者の自殺対策、女性への支援、地域自殺対策などの強化が新たに追加されました。(国) ● 社会福祉法の改正により、地域住民が抱える複雑化・複合化した課題に対して、支援機関や地域の関係者が相談を断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することを目的に重層的支援体制整備事業を開始しました。(村)
令和5 (2023)年	<ul style="list-style-type: none"> ● こどもがまんなかの社会の実現を目指し令和4年に公布された、こども家庭庁設置法に基づいてこども家庭庁が設置されました。(国) ● 孤独・孤立対策推進法が公布され、孤独・孤立対策を総合的に推進するため、基本理念や国及び地方公共団体の責務が規定されました。(国) ● 共生社会の実現を推進するための認知症基本法が公布され、認知症に関する施策についての基本理念を定め、国及び地方公共団体が認知症施策を総合的かつ計画的に策定・実施することが責務とされました。(国)

年	内容
令和6 (2024)年	<ul style="list-style-type: none">● 平成31(2019)年3月に策定された令和5年を終期とする「茨城県地域福祉支援計画(第4期)」が、令和8年に策定される県の総合計画(第3次)と内容の整合を図るために、令和7年度まで延長されました。(県)● 県民すべてが相互に人格と個性を尊重しあいながらともに生きる社会の実現をめざし、「ひとりひとりが尊重される社会をめざして」、「質の高い保健・医療・福祉の充実をめざして」、「快適に暮らせる社会をめざして」を柱とする「第3期新しいばらき障害者プラン」が策定されました。(県)
令和7 (2025)年	<ul style="list-style-type: none">● 「東海村第6次総合計画(令和2年度～令和6年度)」に続く「総合計画」に相当する計画として、時代によって変わらない「ミッション」「バリュー」、社会の情勢や村民ニーズ等によって変わりうる「ビジョン」の考え方を取り入れた「まちづくりの羅針盤 ～“いいムラ”のデザインと実現～」が策定されました。(村)

3. 計画の策定方法

地域福祉計画については、「市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努める（中略）ものとする」（社会福祉法第107条第2項）とされています。

第5次東海村地域福祉計画の策定にあたっては、地域住民等の意見を反映するための取組や第4次計画の評価結果の考察・分析、関係機関からのヒアリング等を行いました。

項目		内容
1	東海村地域福祉計画推進会議	<p>村民、民生委員・児童委員、福祉団体関係者、ボランティア、学識経験者により構成される「東海村地域福祉計画推進会議」において、計画策定に係る内容についての協議を行いました（全6回）。</p> <p>村は、すべての世代の村民が地域を構成し、地域福祉を推進する重要な主体であると考えています。そのため、推進会議では村民の代表として、これからの地域社会を担う若い世代の意見も積極的に取り入れるために、高校生や大学生も構成委員とすることで年代的な多様性を確保し、さまざまな視点から地域福祉計画への意見をいただきました。</p> 
2	アンケート調査	<p>地域の状況や福祉に関する意見を把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。</p> <p>「広報とうかい」や村ホームページ等を使って、アンケート調査の実施を周知し、専用のウェブフォームから回答していただきました。また、地域福祉活動を最前線で支える民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会の役員からの意見も募集しました。</p> <p>※アンケート調査の概要は p.25を参照</p>
3	パブリックコメント	<p>計画案及び計画案概要版を村ホームページ等で公開し、村民から広く意見を寄せていただきました。</p>

4. 計画の期間

本計画は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間の計画の期間とします。

年度										
2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
令和2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
東海村第6次総合計画										
					新たな計画 まちづくりの羅針盤～"いいムラ"のデザインと実現～					
第3次	第4次東海村地域福祉計画				第5次東海村地域福祉計画					

5. 計画の位置づけ

「第5次東海村地域福祉計画」は、「東海村第6次総合計画」に続く村の新たな総合計画に相当する計画である「まちづくりの羅針盤」に定めるミッション「一人ひとりの“想い”をつなぎ誰もが“幸せ”になれる『いいムラ』を創る」を踏まえ、健康・福祉分野を担う各個別計画の上位計画として位置づけられ、第4次東海村地域福祉計画と同様、「成年後見制度利用促進基本計画」を包含した計画です。

